

小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて

平成 27 年春期部会
平成 30 年春期部会(更新)

建築基準法第2条第1号に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとする「土地に自立して設置する小規模な倉庫」の「小規模」の取扱いについては10 m³を上限として考える。

なお、平成27 年2月27 日 国住指第4544 号(技術的助言)で掲げている下記の条件を満たすことは当然とする。

- ①土地に自立して設置する小規模な倉庫(物置等を含む。)
- ②外部から荷物の出し入れを行うことができる
- ③内部に人が立ち入らないもの

※②③の判断については、日本建築行政会議編集「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2017 年度版)」の「小規模な倉庫」の基準(奥行きが1m以内のもの又は高さが 1.4m以下のもの)とする。

